

茨城いのちの電話

つくば（相談電話）
029・855・1000



水戸（相談電話）
029・350・1000



2020年12月
第102号

特集：LGBTを知るために その5	
いばらきパートナーシップ宣誓制度の	
創設等について	2～4
公開講座の感想	5
ご支援ありがとうございます	6～7
コラム／受信状況	8

筑波山と霞ヶ浦は茨城県、特に県南を代表する景観と言っても過言ではないでしょう。土浦市の霞ヶ浦周辺流域には蓮根畑が広がり、夏には美しい花を咲かせ、秋から冬にかけて収穫の最盛期を迎えます。

特集 LGBTを知るために その5

茨城県は2019年7月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。これは、都道府県としては全国で初めての試みです。今回の特集の締めくくりとして、この制度を導入した経緯、具体的な内容、その効果などについて、茨城県にご寄稿頂きました。

いばらきパートナーシップ宣誓制度の創設等について

1 経緯

(1) 茨城県総合計画の策定

茨城県では、平成30年11月に、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念とする新たな総合計画を策定しました。

現在、グローバル化の進展に伴い在住外国人が増加するなど、国籍や価値観が異なる人々が集まる中で、多様性を認め、共に地域社会を形成し、誰もが個々の能力を発揮できる社会づくりが求められています。

また、様々な人権問題が発生していることから、一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、その精神の一層の醸成を図ることが必要です。

そのような課題に対応するため、人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現に向け、「誰一人取り残さない社会づくり」の視点から、「多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進しております。

一方、県では、性的マイノリティの方に関しては、「偏見や無理解により、就労、医療、居住等の面で、差別的な取り扱いを受けている」という現状を各方面からお聞きしておりました。

例えば、カミングアウトしたら就職面接を打ち切られてしまった。パートナーが入院した時に治療の説明を受けられなかった。パートナーとの民間住宅の入居を断られてしまった。といったものです。

そのような困難事例への支援策として、県では、以下のような様々な取組を行っています。

(2) 茨城県男女共同参画推進条例の一部改正

平成13年4月から施行されている「茨城県男女共同参画推進条例」においては、男女が互いの性別の違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指すこととしております。

この条例に、性的マイノリティに対する施策を加え、男女に限らない多様な性を認め合う社会を推進するため、男女共同参画推進条例の改正（平成31年4月施行）を行い、以下の条項を追加しました。

- ・何人も、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。
- ・県は、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

(3) 性的マイノリティへの支援策勉強会の設置（H31.4）

性的指向及び性自認を理由とする、現に性的マイノリティの方々が抱えている生活上の困難の解消のため、性的マイノリティの当事者4名、有識者6名、計10名による勉強会を設置しました。

勉強会は4回開催し、県の支援策等に係る報告書が提出されました。

現在、「性的マイノリティへの支援策勉強会」報告書において提言を頂いた「県の支援策」について、取組を進めているところです。

〈現在取り組んでいる県の支援策〉

教育・啓発

(1) 理解増進講演会の開催

- ・県内の市町村や関係機関等の担当者などを対象に、性的マイノリティへの理解増進と差別的取扱いの禁止等に関する講演会を開催する。

(2) チラシ等による周知・啓発

- ・県民及び県内企業等に対して、性的マイノリティへの正しい理解と人権意識を醸成するための啓発資料等を制作して周知する。

(3) 県内企業向け研修・情報提供

- ・県内の福祉施設や民間企業などを対象に、性的マイノリティへの理解増進と差別的取扱いの禁止等に関する理解促進のための講演会を開催する。

- (4) 教員・保護者向け研修会の開催
 - ・学校現場での性的マイノリティへの理解増進を図るため、教育委員会と連携して、文部科学省の発出文書を参考に、教員・保護者を対象とした研修会を開催する。
- (5) 児童生徒や保護者の悩みを相談する場所の確保
 - ・教育委員会と連携して、文部科学省の発出文書を参考に、学校における相談しやすい環境整備を支援する。
- (6) 児童生徒への理解増進
 - ・教育委員会と連携し、文部科学省の発出文書を参考に、児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校全体での共通理解と保護者の理解を得ながら、理解増進を図る。

環境整備・支援策

- (1) 関係団体との連携による相談体制の構築
 - ・当事者等が悩みを相談できるよう、県内の当事者団体やカウンセリング専門機関と連携して、専門相談員の育成等を支援し、県内の相談体制の構築を目指す。
- (2) パートナーシップ宣誓制度
 - ・性的マイノリティのパートナーである県民（予定含む）が、双方の自由な意思により、県に対してパートナーシップ宣誓書を届け出て、県は双方の意思を受け止めて宣誓受領書を交付する。
- (3) 職員採用等、性別記載欄等の見直し
 - ・県職員の採用選考試験申込書や県への各種申請書等において、書式の性別記載欄を削除する。
- (4) 県営住宅への入居申請を可能とする見直し
 - ・県営住宅の入居申請において、パートナーシップ宣誓受領書が交付されたカップルの申請を受け付ける。
- (5) 病院での面会や手術の同意を可能とする見直し
 - ・県立中央病院をはじめ県内の医療機関において、パートナーシップ宣誓受領書が交付されたカップルに対して家族・親族と同様の取り扱いを求めていく。
- (6) 安心して受診できる医療・保健機関の整備
 - ・ホルモン治療等が必要な性同一性障害の当事者が、県内の医療機関でプライバシーに配慮した治療が受けられるよう、医療団体や医療機関の協力を求めていく。

本県で実施している「いばらきパートナーシップ宣誓制度」については、当事者の生きづらさの解消及び社会の理解増進を目的として、令和元年7月1日から開始いたしました。

〈制度の導入に当たって〉

パートナーシップ宣誓制度については、これまで市町村レベルで宣誓制度を実施しているところはありませんでしたが、都道府県で実施しているところはありませんでした。

しかし、県レベルで制度を実施するメリットは大きく、県内の市町村や医療機関、企業の対応などについても、県が県レベルで動くことによって促すことになると考えられます。

また、性的マイノリティの人権への配慮は公平に行われるべきであり、制度を広域的に実施するほうが社会に対するインパクトも大きいと考え、都道府県初の制度の導入に至ったものです。

制度の導入に当たっては、性的マイノリティの方々への差別や偏見は、人権に関わる問題であり、早期に対処することが行政の務めという認識の下に、スピード感を持って導入しました。

市町村や民間企業でもいばらきパートナーシップ宣誓制度の趣旨は理解していただいており、県が制度をつくったことで、それぞれの地域や企業の様々な制度や取組を見直すことのきっかけになったものと考えています。

2 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」について

(1) 制度の概要

いばらきパートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度とは異なり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、その関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度です。

この制度により、性的マイノリティの内面の充実が図られるとともに、社会の理解増進が進むことで、性的マイノリティの方の生きづらさの解消につながることを期待されるものと考えています。

(2) いばらきパートナーシップ宣誓制度の対象者

いばらきパートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の要件のいずれにも該当することが必要です。

- ア 成年に達していること。
- イ 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 県内に住所を有すること。
 - (イ) 県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。）を予定していること。
- ウ 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- エ パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外にパートナーがないこと。
- オ 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

(3) 受領証交付までの流れ

宣誓を希望する者は上記要件の確認を行い、宣誓に当たり添付が必要な書類（世帯全員の住民票の写し、独身証明書及び提示が必要な本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等）をご用意の上、県に連絡し、宣誓の日時等を調整して頂きます。

その後、宣誓を希望する両名が県が指定する場所において、宣誓を行っていただきます。

宣誓完了後、県では受領証等発行の手続きを行い、別途日程調整の上受領証等を交付します。



第□□□号
いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード
令和○年○月○日に、おふたりが、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。
△△ △△ 様 ◇◇ ◇◇ 様
令和○年○月○日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指しています。
この制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果は生じませんが、今後とも、おふたりが県民としていきいきと活躍されることを期待し、これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。
この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

氏名（通称を使用している場合）

特記事項

3 同条例によるプラス面での効果など

(1) 宣誓の状況

制度開始から宣誓組数は30組を超えており、皆さん晴れ晴れとして喜びの表情をしており、改めて、当事者の方々が、生きづらさを解消し、自己肯定感をもっていきいきと生活できるような環境づくりができたものと考えています。

※いばらきパートナーシップ宣誓制度の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

4 性的マイノリティに関する相談窓口について

茨城県では、県内の性的マイノリティの当事者の方や家族、さらに学校や企業等で当事者に接する方などが抱える不安や悩みなどの解消等を図るため、「茨城県性的マイノリティに関する相談室」を開設し、専門相談員による電話・メール相談を行っています。お気軽にご相談ください。

《茨城県性的マイノリティに関する相談室》

【相談専用ダイヤル】 029-301-3216

【受付時間】 毎週木曜日 午後6時から8時まで

（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

【メール相談】 県ホームページの入力フォームから入力（右記QRコード参照）

※メール相談は常時受け付けています。





公開講座の感想

『子どもの心のサポートについて考える

―トトロの物語を手がかりに― 半田一郎 先生

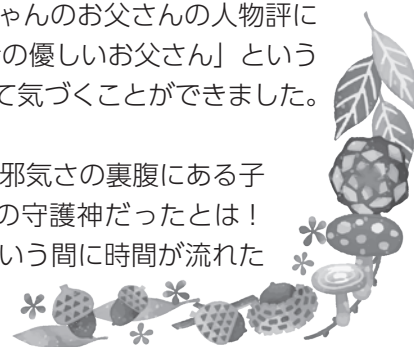
茨城いのちの電話主催の公開講座が8月22日に開かれました。講師は臨床心理士・公認心理師の半田一郎先生で、『子どもの心のサポートについて考える―トトロの物語を手がかりに―』という演題です。茨城いのちの電話にとっては初めての試みのオンライン公開講座という形でした。私たちが「かわいさ」の面ばかりにとらわれている「トトロ」、実は危機的状況にいる子どもたちをサポートするために出現する存在なのだなど、わかりやすく解説してくださいました。あらためて、気づかされる点が多々ありましたので、ここで述べてみたいと思います。

まずサツキちゃんの置かれた状況について。講座では、サツキちゃんは、お父さんやお母さんという大人の役割の代わりをする、とても危うい状況にいることを焦点にあてていました。わたしたちは、そのような子供を見ると、つい「しっかりもので、偉いわねえ」と言ってしまいがちです。でもそれは少し無責任なことかもしれないのです。子どもらしく過ごす時期に大人の役割をすることに、知らず知らずのうちにストレスを感じていたかもしれません。物語の中ではトトロやカンタのおばあちゃんのように、地域でサポートしてくれる人が出てきてくれます。トトロのアニメがほっとする温かみをもつのは、この所以でしょう。でも、現実社会では、そう都合のよいことばかりではありません。都会の喧騒の中に生きる核家族、もしも母親が死のリスクある病気で、父親が仕事に追われていたとしたら、叫び声を挙げられない子どものサポートを誰がしてくれるのでしょうか？ 悲しいかな、トトロやネコバスはやってきてくれません。地域は日常の慌ただしさに振り回され、そんな子どもたちに気づかないことも多々あります。そもそも、子どもたちは自分の状況が危機的であることにまだ気づいていないかもしれない…。私たちに一体何ができるのだろうか？ いろいろ考えさせられました。

そして、次に印象に残ったことは「サポート」という言葉の意味です。講座では、「サポート」とは「一緒にいる」ことだといわれました。トトロは雨の降るバス停で、お父さんの遅い帰りを待つサツキちゃんとメイちゃんと一緒にいただけでした。でも、実はそれがトトロの「子どもたちへの見守り」だったのです。講座で、サポートとは「現実を変えたりアドバイスをしたりすること」ではなく、「相手の存在に気づき相手の辛さに目を向けて自分に出来る範囲のことをすること」だと聞いた時、まさにこれが「いのちの電話」の役割なのだと実感することができ、この活動の重みを再認識させられました。

さらにもう一つ、気がついたことがあります。それは、物事多面的に見る必要があるということです。講座では時折クイズがありました。そのうちの 하나가、サツキちゃんのお父さんの人物評についての問いです。私は、サツキちゃんのお父さんは、「堅実な考古学者の優しいお父さん」という面で見えていましたが、なるほど頼りない面もあるのだなと、クイズによって気づくことができました。物事一面だけからみては偏りが生じるなど、ここもあらためて実感です。

「となりのトトロ」というアニメでこんなにも考えさせられました。無邪気さの裏腹にある子どもの懸命に生きる姿…、夢の存在であるトトロは、実は子どもたちの守護神だったとは！ オンラインによる資料の画面表示も明解なわかりやすい講座で、あっという間に時間が流れた2時間でした。(M.O)



フリーダイヤル受信状況		男（自殺傾向）	女（自殺傾向）	受信件数
2020 年	4 月 10 日	9 (0)	19 (7)	28 (7)
	5 月 10 日	25 (4)	14 (3)	39 (7)
	6 月 10 日	10 (0)	19 (7)	29 (7)
	7 月 10 日	19 (1)	13 (3)	32 (4)
	8 月 10 日	21 (3)	13 (3)	34 (6)
	9 月 10 日	18 (1)	14 (1)	32 (2)

毎月 10 日のフリーダイヤルの他に、2020 年 7 月より毎日フリーダイヤルも受信しております。

きれいは、きたないテラスハウス

恋愛リアリティショーのテレビ番組テラスハウスにまつわる自殺が起きた。出演の木村花が同居人の過失を攻撃、SNSが花を攻撃、花自殺、マスコミがSNSを攻撃：3つの攻撃は、互いに反対のもの？同じもの？（個人的印象は、花と同居人の過失は5分5分なんで、一方的攻撃をした花を責めたSNSにも分がある）善は悪をなくすべく動く。これを善の論理と言おう。

SNS攻撃がなければ、またはなんらかの相談をしてれば死なずにすんだ典型的ケースだったろーに。は、フツーの見方。で異様な見方：自殺直前あんな風に愛猫を思いやっていますよ的な写・文を残すことで私にも善があるんです。SNSへの弱い反論を試みる善の論理にからめとられてしまったら死なざるをえない。対して「どぎゃぐわあ、てめえらのいうように私が悪いってのは、どこだっていうんじゃあ、私の悪さなんかちっぽけすぎるんじゃあ、バカヤロウ」てな悪の論理にひたっておれば死ななかつたんよ。う。あーあ。開き直りは、「悪はダメ」を「悪でなくてどうするんや」に価値観を反転する。スタッフから花に「殴れ」とか演出があった否かは、些末だ。人は過ちを犯す、そんなことで死ななくてええ。

マスコミはSNSを攻撃するが自らも攻撃者であることに気づかない。自殺防止効果は小さい。人間は戦い攻撃し勝つことで自己承認欲求を満たしてきた生物だからさ。戦いのない世界を実現しようとする運動も大切ではあるが遥かな理想を目指していて現実対応力が低い。善ではなく悪により人は救われる事がある。悪人正機説もそれを示す。悪の最たる殺人なら、するか否かは対等性にある。愛憎の果て殺すに足る価値ある（自分が逆に殺されても構わない程の）相手なら殺すと。愛憎の反対とされる無視可能な相手なら殺す程の価値もない。テロを起こしてでも殺すとしたらヒトラーだろう。花よ、殺される覚悟すらない安全地帯にいるヤツラのせいで死ぬことなぞなかったんだぜ。いのちの電話相談員は平均的にはいい人多すぎて悪に向かおうとする相談者にブレーキをかける対応をしがちなんは残念じゃ。それを越えるには、どんな研修がいるんじやろう？Doingは何を為したか善か悪かを評価する。Beingは為したことは問わない、俺は俺、あんたはあんたであることがすべてだと言う。大丈夫じゃなくても大丈夫とは、Doing的に大丈夫じゃなくてもBeing的に大丈夫なことを言う。大丈夫ですかの問いに大丈夫の安請け合いはDoing。大丈夫じゃないけど、そのことにどう向き合っていこうかがBeing。善の論理は、幼児から洗脳する「いい子だねえ」と。人間の作った善なる概念は時折人間を拘束し、死に至らしめることがある。私みたいに悪いのは死んでしまえばいいと。大して悪くもない人が自分を責めるなんてのは、政治家が自分を褒めるみたいもん。悪はその拘束を爆破する。あなたが大切だということにおいて善悪なんてちっぽけなことにすぎないのさ。

ケイティ

電話相談員募集

あなたも相談員になりませんか。

電話相談員養成講座の研修参加に関する問合せは、常時受けつけております。事務局へお問い合わせください。

（事務局）つくば TEL 029-852-8505（平日 9 時～17 時）
FAX 029-852-8355
水戸 TEL 029-244-4722（平日 12 時～17 時）
FAX 029-350-1055
ホームページ <http://www.iid.or.jp>

— 受信状況 —

1985 年 6 月 1 日～2020 年 9 月末現在

総受信件数

955,925 件

うち当期受信件数

（2020 年 4 月 1 日～2020 年 9 月末現在）

6,579 件

男 3,258 件 女 3,321 件

〔編集後記〕 コロナで始まりコロナで終わりそうな 2020 年。認定証授与式はじめ養成講座や継続研修までもが開催できなくなり、公開講座がオンラインになり、記念イベントも中止を余儀なくされました。更に、深夜帯の中止や同時に相談室に入る相談員の数を減らさざるを得ないなど私たちの活動が制約されてきました。ようやく、私たちの生活は少しずつ元に戻りつつあるものの、未だにいろいろな我慢を強いられており、心の中は満たされない気持ちで一杯なのです。今年もまたアドベントの季節になりました。アドベントカレンダーを一日ずつめぐりながら、来る 2021 年が明るい話題で溢れた年になるようにと願っています。（KM）

社会福祉法人
茨城いのちの電話

発行人：幡谷 浩史 編集：茨城いのちの電話広報委員会 表紙絵：岡崎 祐一
事務局：〒305-8691 茨城県筑波学園郵便局私書箱60号 TEL 029-852-8505
ホームページ：<http://www.iid.or.jp> FAX 029-852-8355

この広報紙は、共同募金からの配分金で作りました。